



# みどり 水土里ネット 児島湾 だより

第154号

平成20年12月1日 児島湾土地改良区 岡山市あけぼの町3番6号 ☎(086)262-0175



「児島湖流域清掃大作戦」締切堤防会場での清掃作業（土捨場）

## 電話番号のお知らせ（直通）

総務課	(086)262-0175
	下記以外の事務全般(賦課徴収含む)
総務課会計係	(086)262-3919
	会計経理全般
維持管理課	(086)262-0176
	維持管理事業全般(県管理用排水機場関係)
施設管理課	(086)262-0310
	基幹水利事業全般(藤田用水機場関係)
	藤田用水管理事業全般、県営事業全般
農村整備課	(086)262-0177
	土地改良事業全般(工事関係)
児島湾土地改良区	FAX(086)263-5244
堤防管理事務所	(086)267-3002
	(086)267-3001 (FAX兼用)
	児島湖水位調整等(操作室)

## ◇もくじ◇

臨時総代会挨拶及び提案趣旨説明	2
平成19年度一般会計決算状況	4
臨時総代会開催	5
地区及び組合員の状況	5
土地改良区の財産状況	6
平成19年度土地改良事業実績	7
平成19年度操作作業決算状況	7
賦課金にかかる経過報告	8
児島湖流域清掃大作戦	9
平成19年度藤田用水決算状況	9
第15期総代選挙の結果について	10
事務局人事異動	11
転用等、地区除外に伴う決済金	12

# 平成20年度第1回臨時総代会挨拶 並びに提案趣旨説明

平成20年10月8日

理事長 宮 武 博



平成20年度第1回臨時総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

総代の皆様には、実りの秋を迎え、収穫の準備でお忙しいところ早朝よりご出席くださ

いまして、誠にありがとうございます。

本日ご出席の皆様は、去る7月に執行されました総代選挙においてご当選された第15期総代の方々でございます。心よりお喜び申し上げます。

今後4年間、本土地改良区組合員の代表として意思決定機関であります総代会の一員として、事業運営に格別のご指導とご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、児島湾の地域では、今年も昨年と同様に台風による被害もなく、また集中豪雨に見舞われることもなく順調な天候で過すことが出来ました。また、7月の記録的な少雨や夏の猛暑にもかかわらず児島湖等の適正な水管理を行っていることから水不足や塩害の心配もなく、水稻の生育は順調に推移したものと思われま。今年の稲は平年並み以上の収穫が予測され刈り取りが待たれるところであります。

食の安心安全が叫ばれる中、今度は三笠フーズによる非食用の事故米・汚染米が国内市場に流通していることが発覚しました。前回の中国製冷凍餃子問題に続いて、私たちの食生活に直接係わる事態になっています。私たち農家組合員も安心して安全な米・麦作りを続けていくことは消費者の期待に答えるものであります。

農政については、平成17年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」の方向に沿って、毎年度取組まれているところですが、本年度は「21世紀新農政2008」として食糧事情の変化に対応して食料の安定供給体制の確

立に向けて政府一丸となって取り組んでいるものです。

その中で、国内農業に対しましては、国内農業の体質強化による食料供給力の確保として、意欲と能力のある担い手の育成、食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進、先端技術や知的財産を活用した農業の潜在的な力の発揮であります。

このように、我が国の農業を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化の進展により非常に厳しい環境ではありますが、土地改良区に与えられた農地の基盤整備と農業施設の適正な維持管理という目的達成のため、水土里ネット児島湾として農業農村地域の発展のため、全力を尽くして参りたいと考えております。



次に、本総代会に提出いたしております各議案は、すでにご案内申し上げますので、十分ご検討頂いていることと存じます。

本日ご審議頂きます議案は、各委員会、理事会で慎重に審議し、監事会で監査して頂いたものを、ここにご提案しております。

総代各位には十分なるご審議を頂きまして、承認頂きますようお願いいたします。

それでは、本日提案しております議案の趣旨説明を致します。

まず、**議案第1号**は、平成19年度事業報告の承認についてであります。本件は、地区及び組合員の状況、土地改良事業、児島湾締切堤防樋門開門操作等委託作業、藤田用水管

理事業の実施状況及び事務の経過、諸規程の改正等であります。

次に、**議案第2号**は、平成19年度一般会計・特別会計収支決算並びに財産目録の承認についてですが、土地改良事業は、6億9,030万円の事業費となり、前年対比1・2%の増となっています。

基金を取り崩す厳しい財政状況のなかで、当初予算では、賦課金調整基金からの繰入を6,100万円計上していましたが、事務費の俸給給与について設計受託費等から支出するなど一般経常費の節減を極力計り執行して参りました。

その結果、賦課金調整基金からの繰入は当初から2,900万円減の3,200万円の決算となっております。



**議案第3号**は、平成19年度特別会計児島湾締切堤防樋門開門操作等委託作業収支決算並びに財産目録の承認についてであります。本件は岡山県との契約に基づき、操作作業を実施した内容の決算であります。

次に、**議案第4号**は、平成20年度関係土地改良事業計画変更の議決についてであります。本件は、当初47地区、7億1,060万円の計画事業費としていましたが、関係機関とも内容を検討し調整しました結果、地区数で1地区増の48地区、事業費で2,530万円減の6億9,230万円に変更するものであります。

また、**議案第5号**は、平成20年度農林漁業資金借入計画変更の議決についてですが、本件は、前議案の土地改良事業の変更に伴ない借入金を変更するものであります。

**議案第6号**、平成20年度一般会計・特別会計収支補正予算（案）の議決についてであります。土地改良事業の変更と俸給給与と保険費を減額し賦課金調整基金の取り崩しを1,050万円減額変更するものが補正の主なものであります。

次に、**議案第7号**、平成20年度特別会計児島湾締切堤防樋門開門操作等委託作業収支補正予算（案）の議決についてですが、本件は19年度決算により前年度繰越金が確定しましたので補正するものであります。

以上、議案の内容につきましては、後程議案審議の際、担当より詳細に説明をさせますので、ご意見、ご示唆をいただき適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

また、土地改良区の運営の基となります賦課金についてであります。賦課金検討委員会へ財政等についての検討をお願いして参りました。

平成19年9月27日の平成19年度第1回委員会において、値上げ時期については平成22年度とし、平成20年3月10日の第3回委員会では賦課金値上げ額を多数決で10a当たり2,000円との決定を頂きました。よって平成21年度賦課金は10a当たり1,000円で据え置きとなります。その後、水土里ネット別冊「賦課金値上げのお願い」を配布し、説明会を開催したところであります。

財政状況が非常に厳しくなっていることから経費の削減等見直しは検討して来ているものの、説明会において特に職員給与についての見直しの声がありましたことから、更に縮減するべく総務委員会で検討を始めたところです。



賦課金の値上げの決定については委員会と理事会を繰り返し開催し、総合的判断をして理事会、総代会で協議して決定することになりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

続きまして、国営付帯県営かんがい排水事業19地区も、14地区が完了し、厳しい財政状況の中、計画的に実施されています。

藤田都六区地区パイプラインは一昨年度から供用開始し、その効用を發揮しております。



以上、概要と今後の課題につきましてご説明申し上げましたが、本土地改良区に関する諸問題について、役職員一同努力を重ねて参る所存であります。

総代各位におかれましても、格段のご理解とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。挨拶並びに提案趣旨説明とさせていただきます。

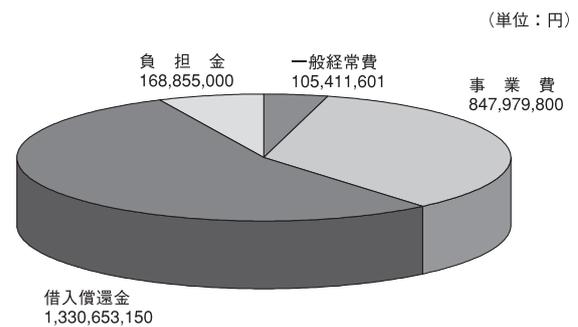
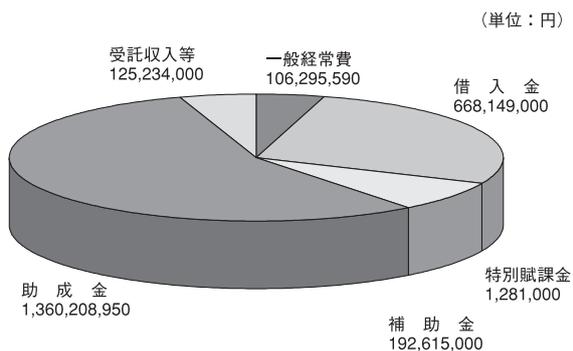
### ◇平成19年度一般会計決算について

収入支出差引残額 金 883,989円は平成20年度に繰り越す。

#### 【一般会計】

収入合計 2,453,783,540円

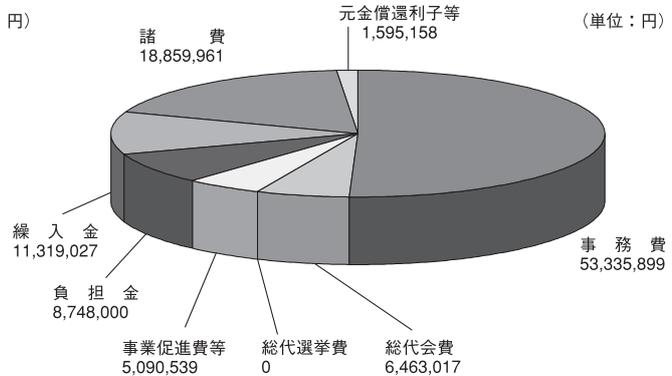
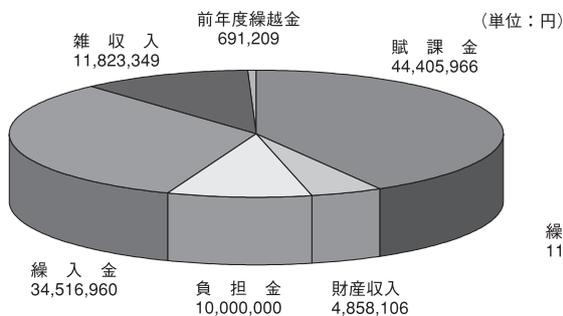
支出合計 2,452,899,551円



#### 【一般経常費の内訳】

収入合計 106,295,590円

支出合計 105,411,601円



## ◇平成20年度第1回臨時総代会の開催について

平成20年度第1回臨時総代会が、平成20年10月8日（水）本土地改良区4階大会議室において、総代73名、役員14名出席のもとで開催されました。

当日の議長には「石山勝美」総代が選任され、宮武理事長の挨拶並びに提案趣旨説明の後、議案審議に入り、7議案が賛成多数で原案のとおり承認・可決決定されました。

提出議案は次のとおりです。

## I 議案

議案第1号 平成19年度事業報告の承認について

議案第2号 平成19年度一般会計・特別会計収支決算並びに財産目録の承認について

議案第3号 平成19年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支決算  
並びに財産目録の承認について

議案第4号 平成20年度関係土地改良事業計画変更の議決について

議案第5号 平成20年度農林漁業資金借入計画変更の議決について

議案第6号 平成20年度一般会計・特別会計収支補正予算(案)の議決について

議案第7号 平成20年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支補正  
予算(案)の議決について

## ◇地区及び組合員の状況（平成19年度末）

平成20年5月31日調整

属 地 に よ る 区 分		19年度末地積	19年度末組合員数
第1区	岡山市（浦安本町、浦安西町、浦安南町、南輝、福成）	2,862,312m <sup>2</sup>	353人
第2区	玉野市（東・南七区、八浜町大崎、東高崎、槌ヶ原、宇藤木）	3,433,246	407
第3区	岡山市灘崎町（迫川、西高崎、宗津、片岡、川張、彦崎）	3,961,631	567
第4区	岡山市灘崎町（西七区、北七区）	7,117,700	386
第5区	倉敷市（藤戸町藤戸、藤戸町天城）、岡山市灘崎町（植松）	1,300,079	331
第6区	岡山市（東畦、内尾）	4,403,781	545
第7区	岡山市（中畦）	3,663,317	316
第8区	岡山市（曾根、西畦）	3,939,023	357
第9区	岡山市藤田（旧藤田村大曲、旧藤田村都）	4,764,841	344
第10区	岡山市藤田（旧藤田村錦）	2,307,004	230
第11区	岡山市藤田（旧藤田村都六区、旧藤田村錦六区）	6,601,501	511
計		44,354,435m <sup>2</sup>	4,347人

## ◇平成19年度末現在における土地改良区の財産状況は、次のとおりです。

(平成20年5月31日調整)

摘 要	金 額
(資 産)	(円)
流 動 資 産	104,430,002
現金及び預金	104,430,002
一般会計	883,989
開発行為等同意協力金特別会計	102,264,405
藤田用水管理事業特別会計	1,281,608
特 定 資 産	788,033,867
賦課金軽減基金見返預金	200,000,000
備荒基金見返預金	173,135,546
賦課金調整基金見返預金	173,503,322
役員総代退任慰労金・職員退職手当積立金見返預金	98,844,778
農地転用決済金見返預金	69,034,712
県営事業賦課金見返預金	461
国営事業補償工事見返預金	71,511,351
藤田用水整備積立金見返預金	2,003,697
固 定 資 産	102,052,951
土 地	12,365,000
建 物	83,738,513
備 品	5,649,238
出 資 金	300,200
資 産 合 計	994,516,820
(負 債)	(円)
長 期 負 債	10,597,539,995
借 入 金	10,597,539,995
その他負債	788,033,867
賦課金軽減基金	200,000,000
備 荒 基 金	173,135,546
賦課金調整基金	173,503,322
役員総代退任慰労金・職員退職手当積立金	98,844,778
農地転用決済金	69,034,712
県営事業賦課金	461
国営事業補償工事	71,511,351
藤田用水整備積立金	2,003,697
負 債 合 計	11,385,573,862

## ◇平成19年度土地改良事業実績について

平成19年度土地改良事業は、元気な地域づくり交付金、小規模、小規模ため池補強、非補助の各種土地改良事業を合計54地区で事業費690,300千円を実施しました。

## ◎元気な地域づくり交付金事業（H18繰越分）

(1)農業用排水施設 1地区 10,000千円

地区名	錦岡3番
-----	------

## ◎元気な地域づくり交付金事業

(1)農道環境整備 1地区 23,000千円

地区名	児島湾
-----	-----

(2)農業用排水施設 11地区 255,700千円

地区名	中畦95、錦岡3番、桜川、岡8番川、沖2番川、北七区11条2、南七区1条、中畦101 曾根21、曾根29、錦六区汐廻
-----	---

## ◎小規模土地改良事業

(1)かんがい排水 7地区 40,700千円

地区名	東畦75、内尾126、内尾107、曾根44、曾根43-1、妹尾川沿北、西町2番川
-----	--

## ◎小規模ため池補強事業

(1)ため池改修 1地区 50,000千円

地区名	神子神下池
-----	-------

## ◎非補助土地改良事業

(1)農道舗装 4地区 33,700千円

地区名	都六区縦1南2舗装、妹尾川沿南舗装、大曲沖4舗装、大曲沖5舗装
-----	---------------------------------

(2)かんがい排水 29地区 277,200千円

地区名	東畦26、東畦21、東畦中丁場樋門、内尾92、内尾46、内尾108、中畦16-1、中畦63 中畦112、中畦130-1、曾根18、曾根19-1、西畦19、錦沖4北、桜川樋門、錦岡4樋門 錦沖2樋門、錦六区汐廻上、都六区横1北、都六区横1南、都六区横13-1、宮島2 都妹尾川南、大曲西、岡8-1樋門、岡8-2樋門、西谷川、西七区5号、北七区2番
-----	---

## ◇平成19年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支決算

[収入] (単位：円)

科目	金額
前年度繰越金	2,111,964
作業受託収入	249,924,000
雑収入等	1,014,856
計	253,050,820

収入支出差引残額 金2,318,456円は  
平成20年度に繰り越す。

[支出]

(単位：円)

科目	防潮水門	関連機場	児島湖管理	その他	計
点検整備費	1,140,455	4,914,242			6,054,697
施設管理費	101,470,077	24,367,216			125,837,293
施設費	8,183,080	8,562,019	4,981,715		21,726,814
調査費	55,155				55,155
諸油脂費	33,965	446,249			480,214
整備補修費		32,977,350			32,977,350
電力費	4,439,724	49,124,437		1,257,306	54,821,467
附帯事務費				2,996,000	2,996,000
消費税				4,975,010	4,975,010
単独補修費				0	0
諸費				808,364	808,364
計	115,322,456	120,391,513	4,981,715	10,036,680	250,732,364

## 賦課金にかかる経過報告

平成20年9月25日に平成20年度第4回賦課金検討委員会が開催されました。会議では昨年度の決定事項を踏まえて、一般会計収支推移、賦課金調整基金取崩推移、組合員への説明会の意見等を詳細に検討し協議した結果、次のとおりの決定をいただきました。

### ◇賦課金検討委員会（平成20年9月25日）

- 平成21年度賦課金は10 a 当たり1,000円で据え置く。
  - 賦課金の値上げの時期については、組合員の意見を尊重し平成22年度からと確認する。
  - 今後、持続可能な土地改良区とするために経費の削減についてさらに見直しを検討し、賦課金の値上げの決定について委員会と理事会を繰り返し開催し、総合的判断をして理事会で決定し、総代会で協議して最終決定することを確認する。
- 以上の決定を頂きました。

### ◇理事会（平成19年11月19日）

- 平成19年9月27日開催の平成19年度第1回賦課金検討委員会の審議結果について報告
- 平成20年度の賦課金は1,000m<sup>2</sup>当たり1,000円で据え置く。
- 値上げの時期については平成22年度とする。
- 値上げ額の案については作業部会で更に検討を加えて、今年度を目標として素案を作成し、本年度末までに検討委員会に提出し協議する。

### ◇理事会（平成20年9月3日）

- 平成19年度決算の支出内容について、賦課金値上げ説明会での意見から職員給与等について総務委員会で検討することを確認する。

### ◇総務委員会（平成20年9月25日）

- 賦課金値上げ説明会での組合員の意見を尊重し、職員給与の縮減について協議を始める。

### ◇総務委員会（平成20年10月30日）

- 職員給与等の縮減について、適正な判断を行うに当たりあらゆる資料を参考にすると共に厳しい財政状況であることを共通の認識として引き続き検討し職員給与等の見直しを行う。

# 児島湖流域清掃大作戦



山口副知事と宮武理事長

主催による「第22回児島湖流域清掃大作戦」が実施されました。本土地改良区からも宮武理事長をはじめ大勢の役職員が参加し、心地よい汗を流しました。

主催者によりますと総勢約5,600人の参加があり、空き缶やペットボトル、発泡スチロール等およそ27トンのゴミが集められました。



清掃作業を行う参加者

岡山県では、毎年9月を「児島湖流域環境保全推進月間」と定め、国・県・流域市町・民間団体等が一体となって、児島湖の環境保全活動を推進することとなっている。

その行事の一環として、毎年9月の第1日曜日に児島湖をはじめ流入河川等に於いて、児島湖流域環境保全推進協議会会員並びに多くの県民、民間団体、学生、国県市町職員が参加し、特に児島湖流域に居住する県民の意識高揚を図るために「児島湖流域清掃大作戦」を実施しています。

平成20年度も9月7日(日)に、児島湖流域4市1町の計9箇所で、児島湖流域環境保全推進協議会



大量のゴミを拾う参加者

児島湖の水質は、児島湖流域下水道事業による下水道の普及向上、国営児島湖沿岸地区農地防災事業による低泥の浚渫等により、ゆるやかな改善の方向にあります。岡山県においてはさらなる水質改善に向け「第5期湖沼水質保全計画（2006年度～2010年度）」を策定し、今後も児島湖に流入する河川の水質改善を目指しています。本土地改良区としても、関係機関と連携し、組合員の皆様と力を合わせ児島湖の水質改善に努めて水の大切さを伝えていきたいと考えています。

## ◇平成19年度藤田用水管理事業特別会計収支決算

[収入] (単位：円)

科 目	金 額
前年度繰越金	1,266,130
作業受託収入	34,123,000
管理賦課金	3,613,264
雑収入等	16,214
合 計	39,018,608

収入支出差引残額 金1,281,608円は平成20年度に繰り越す。

[支出] (単位：円)

科 目	基幹水利施設	藤田用水
点検整備費	1,962,450	0
施設管理費	13,133,515	1,800,000
施設費	1,130,915	117,125
調査費	168,000	
諸油脂費	109,246	30,076
整備補修費	4,204,200	0
電力費	11,756,119	490,696
諸 費	1,152,000	384,103
整備積立金		792,000
消費 税	506,555	0
小 計	34,123,000	3,614,000
合 計		37,737,000

◇第15期総代選挙の結果について

平成20年 7月17日に執行した第15期総代選挙の結果、次の方々が当選されました。  
第15期総代の任期は、平成20年 8月 2日から平成24年 8月 1日までの4年間です。

選挙区	氏名	住所	選挙区	氏名	住所
第1区 6人 岡山市 浦安本町 浦安西町 浦安南町 南輝 福成	いえ の たけ ろう 家 野 武 朗	岡山市浦安西町 134-3	第3区 10人 岡山市灘崎町	おか もと のぶ あき 岡 本 信 秋	岡山市灘崎町西高崎 37
	こん だ さとる 近 田 悟	岡山市浦安南町 385		おお が 賀 ただ ひこ 大 賀 忠 彦	岡山市灘崎町迫川 1309
	と ちゅう まさ お 土 光 政 男	岡山市浦安本町 147-6		やま した いさむ 山 下 勇	岡山市灘崎町西高崎 47-9
	なが の ほ ぜい み 長 野 保津美	岡山市浦安西町 17-7	第4区 9人 岡山市灘崎町 西七区 北七区	きた お しゅう いち 北 尾 修 一	岡山市灘崎町西七区 589
	やま もと しげ き 山 本 重 樹	岡山市浦安本町 56-5		いし やま かつ み 石 山 勝 美	岡山市灘崎町西七区 384
	よこ え ひろ みち 横 江 博 通	岡山市浦安南町 76-6		きし もと みつ のり 岸 本 光 功	岡山市灘崎町西七区 199
第2区 7人 玉野市 東七区 南七区 八浜町大崎 東高崎 槌ヶ原 宇藤木	むら た たつ お 村 田 樹 男	玉野市東七区 324		ひら おか たかし 平 岡 忠	岡山市灘崎町西七区 697
	おお つか や たろう 大 塚 彌太郎	玉野市宇藤木 256		と がわ ひろ ちか 十 河 浩 郁	岡山市灘崎町西七区 517
	たか ほら もと ゆき 高 原 基 行	玉野市八浜町大崎 432		おお つか こう すけ 大 塚 公 祐	岡山市灘崎町北七区 795
	よし おか だし 吉 岡 正	玉野市東高崎 27-44	ふじ たら たけ ひこ 藤 原 武 彦	岡山市灘崎町北七区 198	
	み やけ しやう じ 三 宅 昌 治	玉野市八浜町大崎 1238	よし かね つよし 吉 金 剛	岡山市灘崎町北七区 613	
	み なに はじめ 三 谷 一	玉野市槌ヶ原 1266-3	きよ た ひ ふ み 清 田 一二三	岡山市灘崎町北七区 637	
	とう ぜん ひろし 同 前 博	玉野市南七区 122	第5区 4人 岡山市灘崎町 植松 倉敷市 藤戸町藤戸 藤戸町天城	おお みず きみ お 大 水 公 雄	岡山市灘崎町植松 125
第3区 10人 岡山市灘崎町 彦崎 川張 片岡 宗津 迫川 西高崎	み やけ とし あき 三 宅 敏 明	岡山市灘崎町片岡 909		おお みず ひで お 大 水 秀 夫	岡山市灘崎町植松 288
	きた ちら きみ しげ 北 村 公 茂	岡山市灘崎町西高崎 51		ひ かき あつし 日 笠 篤	倉敷市藤戸町藤戸 1603
	み やけ まさ よし 三 宅 正 義	岡山市灘崎町宗津 883		た なか しげ お 田 中 茂 夫	倉敷市藤戸町天城 313
	み きお だ お 三 傘 忠 男	岡山市灘崎町彦崎 189	第6区 9人 岡山市東畦 内尾	おお で しげ き 大 出 重 機	岡山市東畦 286
	ほし しま ひろ ゆき 星 島 啓 之	岡山市灘崎町川張 800		とい た だ あき 間 田 忠 明	岡山市東畦 551
	あさ まな なか お 浅 間 仲 夫	岡山市灘崎町迫川 498		あさ こしげ み 浅 越 茂 実	岡山市箕島 686
み かみ だし 三 上 正	岡山市灘崎町 西高崎 43-2	にし かね たけ よし 西 谷 武 義		岡山市東畦 737	

選挙区	氏名	住所	選挙区	氏名	住所
第6区 岡山市 東畦 内尾 9人	おお くら やすし 泰	岡山市妹尾 22	第9区 岡山市藤田 旧藤田村大曲 旧藤田村都 7人	こ ぼやし けい じ 次	岡山市藤田 82-8
	もり もと ゆき お 雄	岡山市内尾 688-6		もり や ひで お 夫	岡山市藤田 253
	さ とう いち ろう 郎	岡山市内尾 311-5		まつ うら てる ひさ 久	岡山市藤田 389
	ほし もと かつら 亘	岡山市内尾 166		もり かわ あきら 晃	岡山市藤田 295-12
	おお ほし やす み 身	岡山市内尾 221-8		ひら まつ しげる 茂	岡山市藤田 131
第7区 岡山市 中畦 6人	あき しの まさ み 史	岡山市中畦 172	第10区 岡山市藤田 旧藤田村錦 4人	み やけ のぶ ゆき 幸	岡山市藤田 572
	にし え かつ み 己	岡山市中畦 321-10		おか た いち ろう 郎	岡山市藤田 699
	あり やす きん いち 一	岡山市中畦 580-6		おお つき まこと 眞	岡山市藤田 558
	た なか いち ろう 朗	岡山市中畦 651		もり た まさ よし 義	岡山市藤田 530
	ま ごし しげ いち 一	岡山市中畦 407	第11区 岡山市藤田 旧藤田村都六区 旧藤田村錦六区 11人	み よし のぶ かず 和	岡山市藤田 1032
	わた なべ きよ と 人	岡山市中畦 1291		はな 谷 かず み 己	岡山市藤田 1531
第8区 岡山市 曾根 西畦 7人	わか まつ とし あき 明	岡山市曾根 430	お がみ ひし 廣	岡山市藤田 931-4	
	こ であ やす みみ 文	岡山市曾根 1079	ふじ い とも ひこ 彦	岡山市藤田 2609	
	た谷 たけ 武 雄	岡山市曾根281	たけ まさ とき お 夫	岡山市藤田 2175	
	はら 原 とし あき 亘	岡山市西畦 344-3	こ ぜに まさる 衛	岡山市藤田 961	
	た谷 なか かつ み 美	岡山市曾根 650-3	にし たに まさ ゆき 幸	岡山市藤田 2267	
	やま もと きよし 清	岡山市曾根 11	まつ 村 つよし 剛	岡山市藤田 1733	
	こ ぼやし みち お 男	岡山市曾根 1037	つち た けん じ 次	岡山市藤田 2206	
	にし まき たけ し 士	岡山市藤田 235	はた こう ぞう 三	岡山市藤田 1835	
あし 藤 もと てつ 哲	岡山市藤田 382-10	や ぶき 孝 治	岡山市藤田 1197		

◇事務局人事異動

○退職

平成20年8月31日付

塩 飽 裕 之 (施設管理課管理係書記補)

## 転用等、地区除外に伴う決済金について

### ◎農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第42条の規定により土地改良区へ地区除外申請（農地転用）による決済手続きが必要です。

平成20年度の決済金等は下記のとおりです。

※市街化区域及び農業用施設に供するため200㎡未満の農地転用等についても、届出・決済等の手続きが必要です。 (平成20年度)

区 域	決済金	調査費	手数料	区 域	決済金
全 域	1㎡当たり <b>11.51円</b>	1㎡当たり <b>10円</b>	1筆当たり <b>1,500円</b>	都六区 (パイプライン)	1㎡当たり <b>33.79円</b>

尚、都六区地区は、パイプラインの供用開始に伴い1㎡当たり45.30円が必要です。

また、1,000㎡以上の転用等については、別途協議が必要となります。

### ◎組合員の資格取得・喪失の届け出について

土地改良法第43条の規定により組合員から土地改良区に通知するよう義務づけられています。

1. 組合員が死亡した場合、相続または耕作する者から通知
2. 組合員が農地の喪失または取得した場合（農地の売買、経営移譲、贈与等）、両者による通知
3. 住所を変更した場合

### ◎公共事業の転用決済金について

公共事業（道路、河川、学校用地、公園等）用地として買収または寄付される農地についても転用決済金の納付が義務づけられています。

### ◎農地の地目変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外（農地転用）手続きが必要です。

この手続きをなされないと、当該土地の削除が行われずいつまでも賦課されることとなりますので、必ず届出をして下さい。

届出の用紙（農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書）は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。先ずはお気軽に電話でお尋ね下さい。

(TEL086-262-0175)